

## 2 宿泊施設の急増に伴う課題への対応①



### これまでの主な取組

#### ● 宿泊施設拡充・誘致方針（H28年10月策定）推進

次の考え方に基づき質の高い宿泊施設を拡充・誘致

- ① 地域や市民生活と調和した施設
- ② 市民と観光客の安心安全を確保した施設
- ③ 多様で魅力ある施設
- ④ 市全域の地域活性化につながる施設
- ⑤ 京都経済の発展、文化・心の継承発展につながる施設

#### 【主な具体的取組】

##### ➤ 違法・不適正な民泊対策

- ・「民泊」対策プロジェクトチームの設置（H27年12月～）
- ・民泊施設実態調査の実施（H27年12月～28年3月）
- ・「民泊通報・相談窓口」の開設（H28年7月～）
- ・「民泊」対策に特化した専門チームの設置，体制強化（H29年:20名（年度当初は18名），30年:41名，元年:46名）
- ・「民泊」の適正な運営等に係る本市独自の新たなルール施行（H30年3月，6月～）
- ・「民泊」対策等連絡協議会を設置，京都府警察との連携強化（H30年6月～）
- ・「民泊」地域支援アドバイザー制度の推進（H30年8月～）

##### ➤ 旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口開設（H29年4）

##### ➤ 上質宿泊施設誘致制度の推進（H29年5月～）

##### ➤ 旅館の魅力発信と利用促進

##### ➤ 「京都らしい宿泊施設表彰」制度（H30年1月～）

##### ➤ 担い手育成支援

#### ● その他の取組

- ・「地区計画」及び「建築協定」制度の活用支援
- ・朝・夜観光、京都・花灯路など宿泊観光に資する取組

### 成 果

**現状** 方針策定時の約3万室から本年3月末時点で約4万6千室に増加しており、現在計画されている宿泊施設も含めると、基本的には施設数としては満たされている。

#### 成果1 平成30年の宿泊客数は過去最高

##### ① 全体の宿泊客数

- ・実人数 1,582 万人（H25年の1,308 万人から20.9%，274 万人増）
- ・平均宿泊日数 1.61泊（H27:1.49泊）・宿泊比率 30.0%（H27:23.9%）

##### ② 外国人宿泊客数

- ・実人数 450 万人（H25年の113 万人から約4.0倍，337万人増）
- ・平均宿泊日数 2.14泊（H28：1.98泊）
- ・京都に宿泊しない理由：宿泊施設を手配できなかった 9.4%（H27:15.1%）

#### 成果2 違法・不適正な民泊の減少（令和元年9月末）

- ・無許可営業疑い施設に対し調査・指導を行い，通報があった2,583件のうち99%に当たる2,564施設が営業中止等に至り，調査・指導中の施設は19件に。
- ・窓口に寄せられる騒音、ごみ、火災の危険に関する苦情件数（月平均）は全市的に減少傾向

#### 成果3 宿泊税制度の導入による財源確保 H31年度予算額41.6億円

#### 成果4 多様で魅力ある宿泊施設が増加

- ・地域と調和し，貢献する宿泊施設
- ・国際的に著名なホテル  
（参考1）高級宿泊施設客室数がスコア向上に寄与し，「日本の都市特性評価 2019」で京都市が総合1位。
- ・農林漁業を体験できる民宿（16件を許可（令和元年7月末））
- ・京町家を活用した簡易宿所（767件を許可（令和元年9月末））  
（参考2）京町家が年平均約800件減失する中，767件を活用

#### 成果5 民泊等を規制する建築協定の締結（15地区）

## 2 宿泊施設の急増に伴う課題への対応②



### 継続する課題（地域ごと）

- ▶ 宿泊施設が急増し、一部の地域に集中している。
- ▶ 地域固有の歴史・文化・自然の魅力を活かした宿泊施設は必ずしも十分ではない。
- ▶ 違法・不適正な民泊、苦情件数ともに減少傾向にあるが、引き続き根絶に向けた取組が必要。
- ▶ 都市格の向上に伴うオフィス・研究所・住宅等の必要性が高まっている。

### 基本指針

「市民の安心・安全，地域文化の継承を重要視しない宿泊施設はお断り！」  
「より質の高い宿泊観光への進化」

#### ●市民の安心・安全，地域文化の継承を重要視しない宿泊施設はお断り！

##### ・ 宿泊施設と地域との調和を図るための手続等の充実（重点取組）

宿泊施設の整備等に先立ち，安心・安全や周辺住環境への配慮を促す手続等の充実【R2年度～】

##### ・ 宿泊施設の適正な運営の確保（重点取組）

住宅宿泊事業法に引き続き，旅館業法に基づく施設においても原則として，人を宿泊させる間，営業者等が旅館業施設内に駐在することなどが義務付けられ，令和2年3月31日までに管理体制を確保することとされており，当該規定の徹底により，宿泊施設の適正な運営の確保を図る。

観光庁と連携し，国内外の民泊仲介事業者に対して，当該規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請【R1.11～】

##### ・ 経済団体と連携した関係業界への要請，「企業立地マッチング支援制度」の開始等（重点取組）

オフィス等の必要性が高まる中，「地域と調和せず，地域活性化や文化の継承につながらない施設は控えていただきたい。」旨の要請を実施【R1.9～】。また，オフィスや研究開発拠点等のニーズに対し，本市の「企業立地総合支援窓口」において民間事業者が有する不動産情報を提供する制度を開始【R1年内】するほか，小学校跡地等の活用を検討

##### ・ 観光と調和しながら安心して暮らし続けられる活力に満ちた都市の構築（重点取組）

- 地区計画，建築協定を活用した地域主体のまちづくりの積極的な推進【R1年度～】
  - 不足するオフィス，研究開発拠点や子育て世代のニーズに合った魅力的な住宅の供給に向けた都市計画手法の活用【R1年度～】
  - 空き家の流通促進，子育て・教育環境の充実，企業誘致など，総合的な施策の展開【R1年度～】
- ・（国要望）違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた，国における指導監督の徹底，地域の実情を踏まえた法制度への見直し等 **国要望**

- ・ 「これまでの取組」に掲載している各種事業を継続的に推進

### 充実・強化する取組

## 2 宿泊施設の急増に伴う課題への対応③



### 充実・強化する取組

#### ●より質の高い宿泊観光への進化

- ・ **京の農山村資源を活用したグリーンツーリズムの推進（重点取組）**

北部山間地域等において、農家民宿等の新設・拡充を支援するなど、京の農山村の魅力を活かしたグリーンツーリズムを推進【R2年度】

- ・ **地域とともに地域活性化に取り組む宿泊施設の支援（重点取組）**

地域の持続的発展に向けて宿泊観光の効果を市民生活の豊かさの一層つなげるため、地域団体等との協働によるまちづくりや地域貢献に取り組む、質の高い宿泊施設を、補助金や表彰等により支援し、その拡大を図る「地域協働・貢献型宿泊施設促進制度」を創設し運用開始【R1.7～】

- ・ **時期・時間・場所の分散化の強化（再掲）**

朝観光・夜観光のコンテンツ発掘、プロモーション強化（情報を集約したサイトの開設【R1.10～】鉄道会社との連携など）

※次年度以降の予算が伴う取組については、今後の予算編成及び市会の議決を経て確定されます。